

京 佛

新年号

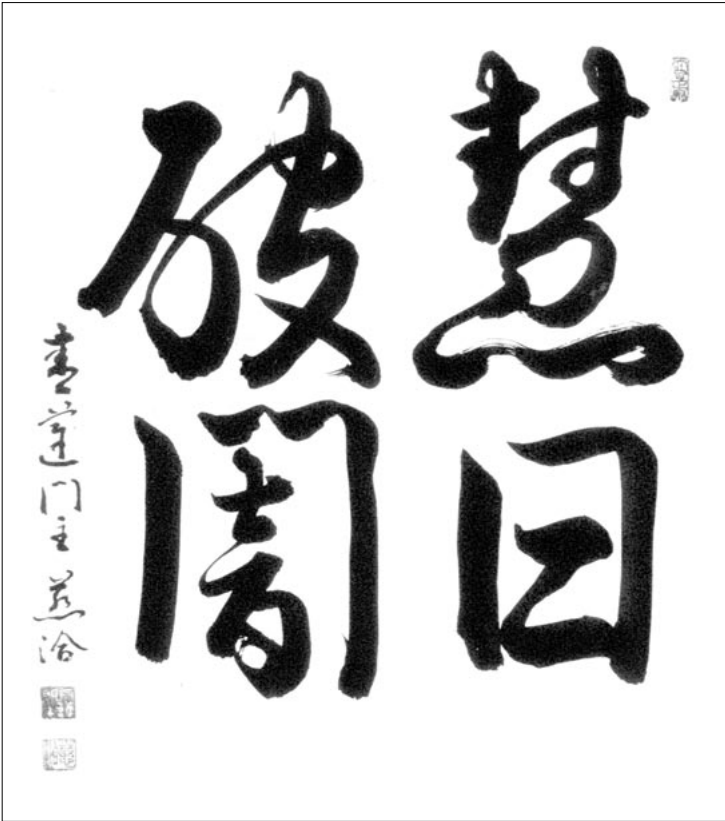


京都府相楽郡 神童寺 重文 愛染明王

京 都 仏 教 会



青蓮院門跡門主
会 長 東伏見慈洽



ご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

各位におかれましては、清新なる気持ちで元旦をお迎えのことと存じます。

さて、昨年も様々に悲しむべき事象が世界を覆いました。

イラク問題は終息とは逆に、ますます拡大と複雑化の度合いを増し、日本もその中に没入してゆこうとしています。

すでに長期化しているイスラエルとパレスチナの対立は、世界中に不安の影を落としています。国内に目を向けますと激化する少年犯罪や日常のように行われる子供への虐待など人心の荒廃は後を立たず心が痛んでなりません。

仏教は己れを忘れて、他の多くの人々の為に心を注ぎ、尽くすことをすすめます。また目先のことに促われず百年、二百年、千年の間隔で物事を考えます。

そうした中、近ごろ寺院と神社との新たな交流が始まり、明治以来途絶えていた神仏合同の行事が復活しつつあります。千年の間続いてきた神仏習合という日本人の心が、今多くの人々の温かい眼差しを受けその芽を育てつつあります。

こうした動きは実に大切なことであり、平和に果たす歴史の中での宗教の役割りを如実に示していると思えます。

理事長報告

「文化遺産を未来につなぐ為に」

臨濟宗相国寺派管長

理事長 有馬 頼 底



「文化遺産を未来につなぐ」

森づくりの為に有識者会議」

創立一周年記念

シンポジウムからの基調講演報告

開催場所・東京大学・弥生講堂

今日は、私が住職をしている相国寺・鹿苑寺・慈照寺が、文化財の維持や森づくりという点でどのようなことをしているのかを紹介することで、寺院の役割をご理解いただければと思う。

●巨木の偉大さ

今から四〇〇年ほど前の相国寺の住職に、西笑承兌という人がいた。豊臣秀吉の政治顧問をしていた関係で、文禄二年に秀吉が豊光寺を創建したとき、材木の調達を依頼された、屋久島の屋久杉を切って利用した。

そのときに島に残された枝があるというので、昨年、屋久島まで見に行ったら、はたして原生林の中に巨大な枝が横たわっていた。それを見て、「この森林の巨木が、寺院の建築にたいへん大きな役割をはたしているんだな」と大きく感動した。その切り株は今ウィルソン株と呼ばれている。

巨木といえば、平成七年に解体修理が完了した相国寺の法堂を支えるために、その屋根には巨木が入っているそれを実際に目で見て

「だれも見ないところで、こんな巨木が使われているから、きちっと力が入っている」と感じた。

●相国寺・鹿苑寺・慈照寺の森づくり

私が、昭和三十年に、九州の田舎から相国寺の僧堂に掛堂したとき、相国寺には大きな竹やぶがあった。ところが、その竹やぶが三十年前に花がさいて、ほとんど壊滅状態になった。そこで、植林をしようということになり、ヒノキを植えることになった。林業をやっている檀家の力を借りて、三万本のヒノキを植えた。三十年たち、今は立派な森になっている。

鹿苑寺の場合は、衣笠山があり、慈照寺にも、伽藍が一望できる山に巨大なスギの木が伸びている。山には、手を入れて太陽の光りを入れてやらないといけない。太陽光線が入らないと、ちゃんと木が育たないので、手入れを怠らないうようにしている。国も大変だろうから隣の国有林も払い下げてもら

えたら手入れしたいと思っただけののだが。

●鹿苑寺の金箔の修復

鹿苑寺の金閣は、昭和三十年に再建されたが、そのときに塗られた漆は、三十年もたなかった。原因は、インド産と台湾産をブレンドして塗ったためらしい。やはり、外国産だと日本の風土にあわないようだ。

そこで、三十年目に大修理をした。今度は、「外国産を一切使わない。国産だけでいってくれ」と職人を説得して、なんとか国産の漆だけで修理してもらった。最初みんなができないと言ったが、できないのではなく、やるかやらないかだけの話だ。金閣と言うのは、池に張りだした建物なので、どうしても湿気に弱い。そこで考えられたのが、水に強い漆で覆うという発想。しかし水には強いが太陽には弱いので、その上に金箔を張ることで、湿気にも太陽の光線にも強い建物として作られた。

金閣は、応永五年（二二九八）に建立されたあと応仁の乱（一四六七）で鹿苑寺が焼失した時も残

った。明治三十二年（一九〇四）解体工事を伴う大修理が行われたが、当時の金箔は、今の五倍、漆も二倍の厚さがあった。

漆も国産のいいのを探しだし、普通の二倍塗って、金箔も五倍の箔を作ってもらうことにした。金箔は、みんなができない、と言ったものを、意気を感じた職人の方が一人で二十万枚作られた。また金箔を張るのも一人の方がされた。

●コケラ葺きの屋根にサワラを

そうやって、立派に金閣の輝きが戻ったが、今度は屋根のコケラ葺きが二十年経って痛んできた。コケラ葺き（柿葺き）と言うのは、サワラ（樅）の薄い板を何枚も重ねて張っていくのだが、それがもう痛んできた。そこで樅の薄い板を八万枚使って葺替え、今年の四月にやっと工事が完成した。だが、安心するわけにはいかない。これから次の二十年後にむかってまたスタートをきらないといけない、樅を集めないといけない。

こんなふうに、文化遺産を守る

というのは、職人の技術と熱意、特別な信仰心がないと達成できないものだと思う。

慈照寺にも、いわゆる銀閣とよばれる国宝の観音殿がある。これもコケラ葺きで、また樅を集めるのに苦労する。

こうして寺院が頑張っていることを知って欲しい。

京都には八十万人ももの修学旅行者がくるそう。その子どもたちにもこうした修理現場を見てもらいたいと思っているが、そういう提案をすると、足場を踏み外すかもしれない、危ない、と言うことで見学させられないと言われる。

しかしこうした修復の工事現場を見学し、百年二百年後に向けて保存修理している人たちの姿を目撃した子どもたちはきっと何かを感じてくれるのではないか。

文化遺産をどうやって守っていくのか、我々が今、やるのだというその意志こそが大切なのだと思っ

っている。
（平成十五年五月十三日収録より
抜粋）

文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議

たとえば日本の木造文化財を守るためには、どのような方法を創造すればよいのか。

寺社関係者をはじめとする今日木造文化財を守っている人々、木造建築の匠、森林所有者、森林行政にかかわる人々、日本の木造文化財と森林を守ろうとする人々。私たちはさまざま立場の人々の知恵を結集し、関係する人々、諸団体に働きかけながら、森に大径木を残し、木造文化財を守る仕組みづくりに着手したいと考える。

長い時間をへた木造建築物は、みているだけで日本に育まれた木の文化と歴史を感じさせる。自然の育てた木を人間の世界にとり込む伝統的な叡智のなかに、太古の昔からの自然と人間のかかわりを感じることができる。木造文化財等の文化遺産を守ることは、単なる建築物の保存ではなく、日本的な自然と人間の文化を守ることであり、自然と人間の歴史を感じとりながら暮らす社会をつくることでもある。

以上のような立場にたつて、私たちはここに、文化遺産を守る森づくりの方法を考える『有識者会議』を設置する。（設立趣意書より）

あなたのご参加をお待ちしています。一緒に考え活動する仲間になって下さい。

事務局

〒189-0012 東京都東村山市萩山町2-16-17-404
TEL&FAX 042-308-7227

発起人及び実行委員（敬称略・五十音順）

有馬孝禮（NPO法人木の建築フォーラム代表理事）東京大学大学院教授
有馬頼底（京都仏教会理事長）臨濟宗相国寺派管長
伊藤延男（ICOMOS）独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所名誉研究員
神戸芸術工科大学名誉教授
稲葉信子（独立行政法人文化財研究所東京文化財研究所国際文化財保存修復研究室長）
内山節（哲学者）
大野玄妙（法隆寺管長）
岡橋清元（林業家）清光林業株式会社代表取締役社長
小野寺浩（環境省自然環境計画課長）
清水真一（独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所建造物研究室長）

近藤光雄（財団法人文化財建造物保存技術協会企画室長）
立松和平（作家）
飛山隆一（林野庁国有林信野部管理課課長補佐）
速水亨（林業家）速水林業代表
古橋源六郎（財団法人森とむらの会副理事長）財団法人ソフトサイエンス研究財団理事長
松留慎一郎（NPO法人木の建築フォーラム事務局長）職業能力開発総合大学校建築工学科教授
松本修自（独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所環境文化財センター保存修復工務研究室長）
宗田好史（京都府立大学人間環境学部助教授）

仏と神の風景

同志社大学名誉教授・文学博士
古都の森・観光文化協会理事長

廣川勝美



京都は、四周を山々に囲まれ、東西に川の流れる古都です。そこには歴史的な古刹や名社が数多くあります。緑濃き森のなか、清き水辺に、伽藍や社殿が薨を並べています。そして、寺社の境内には整えられた庭園が広がっています。その向こうに山々の稜線が連なっています。美と心の込められた仏と神の風景です。風景とは、人々の心のありようが映されています。風景には景観や環境の持つ科学性とは異質の歴史性が含まれています。風景は感性あふれる文化です。祈りや想いや願いが込められた風景は宗教的であるときえいえます。

風景にはある種の懐かしさが漂っています。奥深い山々のなかにたたずむ寺院、深閑とした森のなかに鎮座する神社は、我が国の風景の原型です。本来、寺社の森や山は敬神崇仏の聖なる地です。一木一草に仏や神が宿ります。自然のうちに仏と神は共存しています。

す。これは我が国の風土に根ざした信仰の基盤です。

このことは社殿や伽藍の造営にどうかええます。各種の社寺参詣曼陀羅絵図、社寺境内図などによると、神社の境内に神宮寺あるいは本地堂、仏塔、鐘楼、堂舎などの仏教建築が描かれています。また寺院の境内には地主神社、護法神社、鎮守神社、祠堂などの神道建築があります。あるいは寺院、神社の境内に伽藍と社殿が並立しています。多くの寺に神があり、社に仏があります。仏と神のいます風景です。ここに日本人の宗教心の根幹が認められます。これは我が国の明治時代の神仏分離まで続いてきた特質であり、社殿や伽藍にも明らかにあらわれています。それは社寺の仏像や神像などにもみえるところです。この傾向は鎌倉室町時代を経て江戸時代に至って顕著になりました。それは幕府による社寺の整備再興後に刊行された名所図絵などに示されています。

こうした寺社の風景は今日大きく変化しました。都市化が市中心的ならず周囲の自然環境に著しく影響しています。寺社の山や森は衰退し景観は破壊されています。この状況はますます深刻になりつつあります。しかも、それは自然環境の問題にとどまらず、宗教をはじめとする精神と文化の問題でもあります。我が国の自然と風土に立脚した伝統的な文化と精神的な価値観を改めて見直すことが求められています。その中核に位置するのは宗教心であります。そのためにも失われた仏と神の風景を蘇らせることが大切です。

今日、仏と神の共存が困難になっているのは、現代の自然環境、社会的状況が原因の全てではありません。近くは、明治政府の宗教政策のしからしむるところです。すなわち、いわゆる神仏分離であります。これは我が国の宗教と文化のあり方の根底にかかわる事柄です。現代の環境や景観の破壊とは異なる本質的な精神の破壊である

ります。

神仏分離によって、奈良や京都などの古くからの社寺は、未曾有の変革を迫られました。壊滅的な打撃といつてよい。慶応三年の「太政官達」や四年の「太政官布告」などによる神仏分離は、神社における堂塔僧坊など仏教建築の解体、仏像、僧形神像、仏具の廃棄、神号、神社名の変更、祭奠、儀式の神道化、別当、社僧などの還俗などを求めました。同じように、寺院における神社建築の解体、神像、神具の廃棄などが行われ、廃仏毀釈に及ぶ急進的、壊滅的な宗教改革が行われました。神と仏の御一新は、多くの神社や寺院の存立基盤を崩壊させました。まさに、我が国における歴史的な宗教の危機であります。この事態は今日に至つてなお深刻な問題であります。神と仏の風景の消滅は、そのまま、心と魂の喪失となつて現代の精神の荒廃をもたらしています。

明治初年の神仏分離以来、我が

国の精神文化の根底にある宗教は、さまざまな困難を抱えてまいりました。そのことは、現代人の神仏への信仰心の欠如とその反面での癒しと安らぎの渴望という事態となつてあらわれています。

こうした現状に立つて、この度、京都仏教会、京都府神社庁、諸宗派などのお力添えを得て、「古都の森・観光文化協会」が発足致しました。会則に、「本会は、奈良、京都、大津などの古都と広くその周辺に存立する神社、寺院。並びに、大学、学会を視野において、相互交流、相互協力を推進するとともに、古都の風土と歴史に根ざした伝統的な宗教、文化に関わる諸領域について総合的な調査研究を行い、その成果に基づく事業を実施し、地域文化の活性化を図ることをもつて目的とする。」と定められています。漸く、基本的な学術調査体制と運営組織が整いつつあります。この百数十年間にわたる歴史の空白を埋めるためにさまざまな事業を提案実施していく

予定であります。

今秋は、明治以来の宗教界において画期的とも云うべき法要並びに大祭が下記の通り斎行されました。

大本山南禅寺鎮守綾戸大明神
龜山法皇七百年御忌記念法要
並びに大祭
音羽山清水寺奥之院御本尊御
開帳記念 国家安泰世界平和
祈願祭

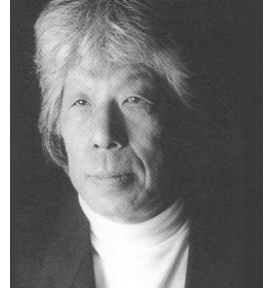
南禅寺並びに清水寺の御主催のもと、石清水八幡宮、吉田神社の御奉仕、京都府神社庁、京都仏教会、古都の森観光文化協会の後援をもちまして、寺社共同の神式、仏式の法要並びに大祭、祈願祭が執り行われました。これは明治の神仏分離以来初めての仏事、神事として各紙が報道しました。いずれも、明年以降も引き続いて斎行される予定です。そしてさらに石清水八幡宮の放生会の古式の復興など、奈良、京都、大津の各社寺

の合同の事業として行うことを計画しています。

この間の協会運営の概略が示されていますように、今後はさらに、奈良、京都、大津など各地の寺院と神社の交流を進め、学会と協同して、寺院における神、神社における仏など神仏分離以前の伝統的な宗教を調査研究し、近年途絶えている、神社や寺院における伝統的な神事仏事の復古、総合的な展示を企画提案致します。また、寺院や神社の山林、自然環境などの総合的体系的な調査研究を行い、寺院や神社を結ぶ古道の復元、古事の森の整備などを推進する予定であります。古代から近代に至る仏と神の風景はさまざまに変化しましたが、日本人の精神の深層にある自然における神と仏の共存は、現代社会においてより大きな意味をもっているものと考えます。そこに我が国の宗教のあり方を探っていききたい。大方のご理解を賜りたくお願い申し上げます。合掌

守らなければならない街

建築家 永田祐三



「ん……ほっとしますね、……この街を歩いていると」ある青年が溜息混じりに私に語りました。青年は喧噪のロサンゼルスで音楽の仕事をしています。用向きがあつて京都の祇園で待ち合わせをした折り、少し時間がありましたのであたりを散歩していました。それはその時、ふと彼の口を吐いて出た言葉でした。私ははっと我に返ったのを想い出します。

私はここ四十年間建築の設計に携わってきました。いつも新しい仕事に向かう時、なにか人々がすばらしいと思うような建築を実現しようと思えこれ画策をしてしまうのです。師匠の教えに従い表現過多にならないように、突飛な画策をめぐらさないように、自らに言い聞かせて仕事に臨むのですがなかなかうまくいきません。

青年に「ほっとしますね、……」といわせたこの街をかたちづくっているのは単なる京都の町家という民家でありませぬ。今日いかに優れた建築家といえどもこの民家に匹敵する程の作品を生み出したものはありません。ごく普通の一般

市民であるこの青年の「ほっとしますね、……」という言葉は建築を考える時の原点だと私は考えています。民家というものは長い年月をかけて繰り返し修正し失敗を重ねて欠点を改め美を重ねて、そして完成の域に達しているのです。長い時間をかけて民族の智慧を集積したものなのです。一方私達が今日建設する現代建築は一応はその完成の姿を青写真や模型等で知ることが出来ますが、全貌を確認することは出来ません。もし失敗しても修正は難しいのです。

次に建て直される時がやってきたとしてもまた新しい創造だといって全く異なった建築を造つてしまうのです。以前に建てた建物を修正して美を重ねるとか、欠点を改めてより完成に近付けることはしません。建築家達は画策をめぐらしては、他の建築家と異なるものを自由と自我の尊厳のもとに実現します。二度と同じことをくり返すことはなく、一回限りで終わりになる創造性は一般市民と遠く離れた建築界という社会の中で賞賛を受けては消えてゆきます。この

ような状況の中で現代の都市は建設されています。東京や大阪をはじめとする日本の近代都市が分裂と狂騒に満ちて索莫なのは当然のことでしょう。思い出してください。同一の様式が無数にくり返され構成された日本の民家や集落の美しかった事を。京都の町がかつて息をのむほど美しかったことを。私達はかつての美しさを再び取り戻すことが出来るのでしょうか。

歌舞伎役者は歌舞伎の形を踏襲することで芸を磨き、芸の形式の中で錬磨するといえます。決して異説を唱えることは出来ないのです。しかし、形を踏襲しただけではマンネリです。芸の真を見極めようと形を踏襲すれば、その踏襲した形は命を持ちはじめます。つまり踏襲が想像力をもつというこの現れであり、これが伝統ということなのです。

私達の建築に於いても同じことです。美しい古典、創造の命を秘めた古典を踏襲することが、創造の道なのです。医学の初級の本に記憶喪失の人は未来に希望をもつ

ことは出来ない」と明記されています。私達の街は記憶喪失の街になろうとしています。経済の発展は古い建物を取り壊し、新しい建物を建ててはまた取り壊し、まるで怒濤のようにこのことをくり返します。記憶喪失の街の出現です。どうしてこのような街の中から未来に希望の持てる創造的な建築や思想が生まれることがありましようか。たとえ創造的な建築だと声高に言ってみてもそれは根のない花、すぐに枯れてしまいます。

一つの例をお話しします。イタリアにジェモーナという小さな町があります。一九七七年の地震で壊滅しました。彼らは再建にあたり地震に強い構造にしましたが、元の街路のままに建物をほぼそっくりそのまま復元したのです。なんとという見識の深さでしょうか。彼らは元の街路を広げ新しい街路をつくり創造に満ちた近代的な高層建築をも建てるのが出来たはずです。しかし彼らは街が変貌し記憶喪失になる事を避けたのです。街角での語らいも買物に通った小さな路地もすべて大切な記憶

です。そしてそれらの集積がその街の文化なのです。私達現代の建築家なるものは、様式建築を否定し古典を踏襲することを忘れ、評価することすらせずに新しい思想を打ち立てては主義主張をくり返し、定着することなくまた新しい思想に飛びつき、創造という名のもとに実験をくり返してききました。その結果が現代の都市の顔なのです。伝統の伝承を忘れ、この国の美の原型までも放棄してしまいました。今になって、美の原型を見つけたぞうとしても訓練と精神の伴わない目には見えません。

例えば能やお茶や挿花の形式というものも踏襲をかさね、それを伝承して伝統的な形式として完成されたものです。これを習う時、私達はこの形式に従えばよいのです。下手な創造をするよりもこの形式は遥かに高い内容をもっています。建築も本当のことを言えばこんな風に造られた方が望ましいのです。誰も彼もが天才意識をもつてもらっては困るのです。一つの型で一つの様式で都市が完成される時、あの青年をほっとさせた

美しい街が出来るのです。世界中の美しい都市はこのようにして出ています。古い京都の街もこのようにして形成され、様式に導かれて完成された集落なのです。今日でもなお、情緒に満ち、私達に建築が何であるか、都市が何であるか、文化とは何であるかを指し示してくれています。私は幸運にもこの街で建築を学び、この街で日本美術を学びました。私達はまだまだこの街から学ばなければなりません。たくさんのお典を残すこの街は色々な破戒の画策から守られなければなりません。京都の街はこの国に於ける美と伝統と文化の最後の砦です。目を閉じて想像してみてください。京都の街が木と土と石と瓦と紙で出来ていた時のことを。建築現場では大工が石工が左官が指物師が、今日私達の現場から遠くへ追いやってしまったたたくさんの職人達が集まって仕事をしている光景を。そして出来上がっていく建物の美しく品格のあることを。

しかしこれが夢ではない街があります。イタリアのベニスではありとあらゆる新建材の使用が禁止されています。橋の手すり位ステンレスにすれば錆びなくて長持ちするのにと思えますがそれも許されていません。裏通りの工房でタングタンと鉄を叩く音が響きます。サッシをアルミニウムにするなどとはとんでもない話です。彼らはこのようにして美しいベニスを守っているのです。なんとという見識でしょう。

今までお話ししたように京都は色々な意味で守らなければならぬ大切な街なのです。今日わずかずつでもこの景観を守ろうとする動きがあるのと同時に、この砦の一角を崩しかかる動きもありません。個々の暴挙に関して言及はしませんが、胸に手をあて、冷静に考えてみてください。京都が京都だけのものではありません。この国の知力ある人々によって、かつてのように美しい街を創出せねばなりません。取り返しつかない事態になる前に。まだ手遅れではないのですから。

今までお話ししたように京都は色々な意味で守らなければならぬ大切な街なのです。今日わずかずつでもこの景観を守ろうとする動きがあるのと同時に、この砦の一角を崩しかかる動きもありません。個々の暴挙に関して言及はしませんが、胸に手をあて、冷静に考えてみてください。京都が京都だけのものではありません。この国の知力ある人々によって、かつてのように美しい街を創出せねばなりません。取り返しつかない事態になる前に。まだ手遅れではないのですから。

宗教と政治検討委員会

教育基本法改正と
宗教教育

八月二十二日

会場・京都全日空ホテル



出席者（敬称略）

洗 建 駒澤大学教授	佐分宗 順 評議員
田 中 滋 龍谷大学教授	横江 令 澄 評議員
田 中 治 大阪府立大学教授	オブザーバー・府上 征三 牧師
宮 城 泰 年 常務理事	{ 日本基督教団洛陽教会 国家と宗教のあり方を問う 関西宗教者の会 }
安 井 攸 爾 理 事	

司会 現在、教育基本法の改正問題が政治日程に上っていて、公教育における宗教教育の問題が焦点の一つとなっています。京都仏教会が加盟している全日本仏教会は、宗教教育推進の立場から中教審に要請書を提出しており、これには賛否両論があるようです。私たちもこの問題に対し、政教分離・信教の自由という原則を踏まえ、しっかりと認識を持つことが必要になっています。そこで、本日は宗教と政治検討委員会で公教育における宗教教育について話し合って頂きたいと思います。

安井 これは論点を絞って考えたいですね。「公教育の中に宗教教育を持ち込むことの是非」、「全日本仏教会の要請書に対する京都仏教会の見解」という二つに。まず、大まかに問題を整理してください。

憲法改正問題との連動

司会 この問題の前提として「教育改革のために教育基本法を改正する必要があるか」という疑問があるわけです。かつての臨教審では教育基本法の改正はテーマにならなかった。改正せずに改革するということがした。

今回は「改正」ですが、GHQの押しつけ論が改正推進派の一つの根拠になっており、憲法改正に連動していると見られています。むろん、改正には根強い反対があつて、中教審の議論は拙速である、委員人選も偏っているという批判がでています。教育学界からは教育学の研究成果が中教審審議に活かされていない、という議論があるようです。「戦争のできる国づくりの一環では？」という批判もありますね。

注意したいのは、国立の追悼施設に積極的な人が全日仏宗教教育推進特別委員会の中心メンバーでもあるということ、政教分離の解釈の立場という問題も絡んでくるのではと思われまふ。安井 全日仏の要望書を読むと、社会の混迷、教育の混乱を理由

に挙げ、道徳教育止まりではだめだ、宗教教育が必要だ、という言い方をしている。

洗 しかし、遑れば、そもそも明治政府が私立学校も含め宗教教育を排除する措置をとったのですよ。キリスト教対策として。

宮城 明治の初め、いったん寺子屋教育など従来の宗教教育を認めておきながら、まもなく手のひらを返したようにそれを禁じたんですね。そして、神道は宗教ではないという位置づけにして、国家神道だけを例外とした。

洗 宗教ではないという理由で、特定の宗教のための教育を行ったわけです。戦後、国家神道を廃止されると、宗教について何を教えていいか全く分からないようになった。

宮城 宗教音痴を作ったのは、まさに政府の政策なんです。

「宗教情操教育」への疑問

洗 政府は昭和10年、学校における宗教教育の禁止は、宗教情操教育を妨げるものではない、としていますし、21年には国会で「宗教的情操教育に関する決議」が可決されている。しかし、GHQが宗教情操教育を承認しなかったのは当たり前のことで、特定の宗教と関わりのない「一般的な宗教情操」があり得るなどということを議論していたのは日本だけなんです。日本以外では、宗教教育とは宗教的信仰に導く教育を意味する。情操とは特定の対象に向けられるものであって、一般的な宗教情操があり得るといふような説は学界では否定されています。

佐分 全日仏の要請書は「日本の伝統・文化に寄与してきた宗教に関する基本的知識及び意義」と書いていますが、これは新宗教などを排除した一部の宗教だけに限るといふ発想でしょう。

安井 日宗連も意見書を出しているが、全日仏の要請書には同意できるのかな。

司会 日宗連の会議では全日仏の意見に一部から批判が出たよう

ですね。

安井 そもそも、宗教の自由がどういうものか理解していない。社会の仏教離れという状況を国家の手を借りて何とか打開しようという考え方だ。僧侶は地域の中で精神指導者としての地位を失っている。学級崩壊などといった問題にもはや日常、関わることでできない立場でしょう。その一気巻き返しとして、国家の力で、かつての国教の位置に戻ることをめざしているんじゃないかな。

いずれにせよ、全日仏の要請書レベルの議論は容認できない。戦前、敗戦直後の流れを基盤にして公教育における宗教教育を議論しても実りのある結論は出てこない、と思いますよ私は。それに関わらなかつた年代が自分たちの問題として取り組むべきじゃないでしょうか。仏教会としても高いレベルで意見を持つ必要がありますね。

佐分 中教審は道徳教育において宗教的情操に関する教育を充実させると言っているわけですが、特定の宗教ではない宗教情操という発想は、戦前の神道非宗教論と同じですね。

安井 憲法上、公教育での宗教教育はできない、という基本は押さえて置かないといけない。

横江 憲法改正を念頭に置いている動きに対して、全日仏の構成団体すべてが賛意を表しているか疑問ですよ。京都仏教会としてこの憲法の立場をはつきりさせたものを打ち出すべきでしょう。**司会** 根底に政教分離の解釈の違いがあるかも知れないということも踏まえておいたほうがいいでしょうね。

宗教教育とは何か

佐分 先ほど指摘があったように、現在の社会状況を批判して、教育基本法さえ改正すれば問題は解決する、という論法にまず疑問を感じますが……

宮城 まず情緒論から入り、宗教教育必要論に誘導しているんで

すよ。

佐分 しかし、一方で、宗教教育を学校教育に取り入れることはできない、と頭から決めつける解釈でいいのか、という疑問も私は持っています。

田中治 その場合、「宗教教育」とは具体的に何を意味するのか、ということがあるでしょう。

司会 公教育において、「日本の伝統・文化の形成に寄与してきた宗教に関する基本的知識」の適切な教材とは一体何なのか、これも大いに議論になりますね。

佐分 全日仏の要請書に戻りますが、この第一項「日本の伝統・文化うんぬん」は教育基本法九条一項と要請書第二項の「宗教に関する寛容」とやはり矛盾する……。

司会 要請書の第三項の「特定の宗教のための宗派教育」という表現にも疑問があります。

横江 表現がおかしいね。「特定の宗派のための宗教教育」ならわかるけど。

司会 宗教に関する知識と宗教のもつ意義の尊重を唱い、宗教的情操に関する教育を道徳教育の中で充実させてゆく、という中教審答申についてはどう評価しますか。

安井 教材には当然、宗派の外向けの「正史」が使われるのでしよう。宗門では肯定されるカルト的要素を無視し、「道徳」的に都合のいいところだけを取りあげて、それを伝統仏教だということが教育で行われるようだったら、これは欺瞞ですよ。「正史」だけ提示するのは、その宗派にとって自らの宗教性の放棄にもなる。

洗 狭い意味での宗教学的立場、つまりすべての宗教に対して価値中立的立場から、宗教とは自然科学の知識とは異なる信念の体系であって、それが社会の中でどのような働きをするのか、という理解を得させる、という教育なら私も賛成できます。しかし、それができる教員はほとんどいないでしょう。

宮城 教師に宗教的信念があれば公教育の宗教教育ができるという

のは基本的に誤りでしょうね。

現行憲法の立場から

田中滋 これまでの議論を聞いていて思ったんですが、「宗教のもつ意義」の件で、宗教法人の税の問題や公共性の問題をきちんと押さえないと、宗教法人の非課税問題などで仏教会の立場は自己矛盾を起こしてしまうかも知れない。それを多少危惧します。

田中治 この流れを放置すれば、国が「オウム」やナチスの教育をすることになるおそれがある。個人の生き方に関わる問題、個人の生き方の選択を、宗教教育という名の下にコントロールするということを私は警戒します。

安井 ただ、繰り返しになりますが、その場合、「戦争のできる国づくり」といった角度からの批判は戦前からの一方の論理であり、もはや鮮度が失われている。別の角度からの立論が必要だ。

横江 宗教者として宗教情操教育が必要だと考えるなら、国の権力に頼らず、本来宗教者がなすべき活動を通してすればいいのではないか。それを一つの論点として是非打ち出してほしいですね。

司会 府上先生はどのようにお考えになりますか。

府上 最近の事例なんですが、京都市の教育長がモラロジの総会で講演し、中学・高校の教師に出席を促すチラシを配ったんです。モラロジ側は現行憲法批判、教育基本法批判を盛り込んだ案内文を出していました。そこに教育長が出席し、教師に出席を促すということに、京都市教委の姿勢が示されているように思います。私は「戦争のできる国づくり」という枠のなかで中教審の発想が動いているような気がするんです。要請書を出した全日仏がそれに気づいているのかどうか。

安井 京都仏教会は多様な宗教、価値が共存できる状態を理想としている。そのうちのいずれかが国家体制と結びつく、ということとは賛同できない。これは我々の立場として打ち出せるのじゃない

いかな。

佐分 それは正論ですよ。しかし、国を守る気持ち、日本という国の意識希薄化への危機感も強くある。中学生や小学生にはじめから「自主性」といって投げ出す教育の現状は正しいのかという疑問も拭えない。小林よしのりの本などが売れている現状を考えるべきですよ。その上で議論しないと。

安井 今の青少年問題が宗教教育の欠落を原因とするかどうか、それについては徹底的に議論すべきだね。親を「市中引き回し」と言った鴻池（祥肇）大臣は、大臣の発言とはどうてい思えないが、同じレベルの認識は確かに一般にかなりあって、それが……
司会 ああいう事件をみて、いまこそ宗教教育だという議論が力を得たんでしょうね。

田中治 どういう論理で宗教教育に結びつくのか。ものすごい短絡ですよ。

佐分 しかし、中学・高校になって自分で考える年齢になればいいが、小学校などで自主性を重んじる教育といってもあまり信用できませんね。子供の頃は上の方から引つ張ってゆくとこの形の教育も必要です。その点においては推進派の意見も私は理解できる。

田中治 何が正しい、間違っているというのは相対的です。

佐分 小田実が「一足す一は三だという子供がいてもいい」と言ったとき、比喩にしてもそれはおかしいと私は思いました。ある時期まではこれはこうなんだと教えるべきですね。まあ、道徳に關しては多少議論があるでしょうが。河合隼雄は、売春する女の子が「他人に迷惑をかけていけない、なぜいけない」と言った時、「いけないものはいけない、世の中には理屈でなくいけないものがある」といえば、子供は納得するといっている。それは私も共感できるんです。

田中治 そのことと、宗教教育はどこでリンクするんです？。

佐分 宗教はその根底を提供できるのではないか、と思います。

洗 道徳の根底に宗教を立てるといえるのは、キリスト教のような人格神を立てる宗教は密接に結びついていると思います。しかし、仏教のように解脱を目指す宗教と道徳の関係は、（仏教にも倫理はあるが）キリスト教と道徳の関係とはちよつと違う気がする。道徳の根幹に宗教があるというのはヨーロッパの教育論で生まれてきたもので、それが日本に持ち込まれてきたと思いますよ。

批判だけでなく、具体的な打開策を

横江 今の社会状況はたしかに問題が多く厳しいが、ある意味で健全だと言えるんじゃないですか。そのなかで、「民」の方から積極的に意見を出し、何かを形成していくのが民主主義でしょう。仏教会もそうした観点から意見を打ち出してはどうですか。

佐分 確かに全日仏の要請文への反論だけでは弱い。今のこの状況をどうとらえ、どう打開するかという具体論がないと説得力がないですね。

洗 その場合、気をつけておく必要があるのは、世界的な統合は絶対やるべきではないということです。宗教教育は宗教団体や家庭がやるべきことなんです。自然科学的な知識とイデオロギ―・宗教は性格が違う。後者は個人がそれぞれ選択すべきものです。私学は別として、公教育はその違いを理解させ、個人が選択する準備を与えるところまでが限界だと私は考えています。

佐分 公教育における宗教教育が論じられる一方で、私学教育では逆に補助金をタテに、宗派教育に対して官による制約があるのではないのでしょうか。野田正彰先生はそうした問題を指摘されてきましたよ。公教育における宗教教育の議論と宗教系私学の宗派教育の関連も念頭に置いておくべきでは？

田中治 ポイントは宗教教団が独力でやるのはいいが、国家権力が介在してやるのは間違っているということですね。

佐分 国家権力が公教育で取りあげる宗教を限定すれば、親が信

教の自由侵犯という訴えを起こすのは必至でしょうね。日宗連が賛成したというのはどういうことなんでしょう。

司会 仏教会としては基本的には教育基本法は改正する必要はない、という立場になりますか？

宮城 現行法で何ら差し障りがない。

佐分 ただし、今の教育でいいというわけではない、と。

横江 この状況にどう対応するか、各教団は教化の課題として真剣に取り組むべきだ。政治の動きに便乗するのはとんでもない考え違いですよ。

教育基本法改正と宗教教育問題の流れ

教育基本法は昭和22年に公布・施行された。憲法との関連が深く「憲法的法律」ともいわれる。第9条が宗教教育に充てられ、次のように規定されている。

1、宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。
2、国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない

教育基本法の改正は制定以来幾度か議論されてきたが、昭和59年に発足した臨時教育審議会は「教育基本法の精神にのっとり」という立場で、改正は俎上にあがらなかった。その後、自民党を中心に教育基本法の見直しの動きが強まり、平成12年7月の臨時国会で森喜朗首相（当時）が所信表明において同法を「抜本的に見直す必要がある」と述べている。また、小淵内閣のもとでスタートした教育改革国民会議は同年12月に発表した最終報告で「新しい時代にふさわしい教育基本法を」と提言した。

13年11月には遠山敦子文部科学大臣が中央教育審議会に教育基

本法の見直しを諮問。これを承けて中教審基本問題部会で審議が行なわれ、14年11月に中間報告、15年3月20日に最終答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が遠山文科相に提出された。

中教審は審議の過程で全国5会場での公聴会と31団体・有識者7人からのヒアリングを行っており、宗教界を代表するかたちで日本宗教連盟がヒアリングを受けている。また、日宗連は15年1月22日付で、中教審中間報告を踏まえて理事連名の意見書（中教審鳥居泰彦会長宛）を提出。「公教育における宗教教育全般を禁止するかのような解釈を生む余地をなくすため」として、禁止の具体的規定として「特定の宗教のための宗派教育」という表現を用いることなどを提言している。

全日本仏教会はこの意見書に森和久理事長が日宗連理事として加わっているが、14年12月の中教審公聴会で全日仏としての意見を発表。15年2月4日付で鳥居会長宛に「要請書」を提出し、「特定の宗教のための宗派教育」という表現の導入とともに、「日本の伝統文化の形成に寄与してきた宗教」という概念や「宗教的情操の涵養の尊重」を中教審答申に盛り込むよう求めた。さらに宗教教育推進特別委員会（杉谷義純委員長）を立ち上げ、公明党・共産党を除く主要政党や文部科学省への要請伝達・意見交換、加盟団体への趣旨説明など、教育基本法第9条改正のための活動を展開している。ただし、全日仏のこうした動きに関しては、一部にはあるがすでに批判の声が上がっているのは事実だ。

今年10月4日、東京と香川、石川の3会場を結んで開かれた文部科学省主催「教育改革フォーラム・教育改革の推進と教育基本法の在り方について」では、宗教教育の問題も重要な焦点となり、公教育における宗教教育については積極論と慎重論に意見が分かれた。いま、教育費本法改正と宗教教育問題で宗教者の見識が問われている。

事業・活動報告

平成十五年一月十日～十二月五日迄

一月十日	全日本仏教会会議出席	於 東京増上寺	ラオス政府関係者有馬理事長訪問	於 承天閣美術館	一月十二日	京都中央葬祭業共同組合新年総会出席	於 木乃ぶ	有馬理事長日経「私の履歴書」会議	於 日本経済新聞大阪本社	一月二十一日	京都市宗教連盟協議会出席	於 京都パレスサイドホテル	国林の景観保全検討委員会出席	於 京都大森林管理事務所	一月二十三日	京都市宗教連盟協議会出席	於 明治記念館	全日本仏教婦人連盟新年総会出席	於 増上寺	二月二十日	全日本仏教会協議会出席	於 真福寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 洛陽教社	二月二十三日	京都市宗教連盟協議会出席	於 八坂神社	京都市花灯路実行委員会協議会出席	於 萬福寺	二月二十八日	京都市宗教連盟協議会出席	於 円山公園	万福寺音舞台協議会出席	於 清水寺	三月四日	京都市宗教連盟協議会出席	於 京都市観光協会	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月六日	京都市宗教連盟協議会出席	於 京都市宗教連盟協議会	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月七日	京都市宗教連盟協議会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月八日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月十五日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月二十日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月二十二日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月二十六日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月二十七日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月二十八日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	三月三十一日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	四月八日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	四月十五日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	四月二十四日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	四月二十六日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月十三日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月十九日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月二十一日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月二十三日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月二十六日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月二十八日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	五月二十九日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月二日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月五日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月十一日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月十二日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月十三日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月十四日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月二十五日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月二十七日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	六月三十日	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺	宗教学者の問題連絡会出席	於 清水寺
------	------------	---------	-----------------	----------	-------	-------------------	-------	------------------	--------------	--------	--------------	---------------	----------------	--------------	--------	--------------	---------	-----------------	-------	-------	-------------	-------	--------------	--------	--------	--------------	--------	------------------	-------	--------	--------------	--------	-------------	-------	------	--------------	-----------	--------------	-------	------	--------------	--------------	--------------	-------	------	--------------	-------	--------------	-------	------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	------	--------------	-------	--------------	-------	------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	--------	--------------	-------	--------------	-------	-------	--------------	-------	--------------	-------



JALステージスペシャル万福寺音舞台



平成14年度京都仏教会決算報告書

前期繰越金 ￥ 4,415,793

当期歳入総額 ￥64,274,282

当期歳出総額 ￥67,535,953

次期繰越金 ￥ 1,154,122

自 平成14年4月1日

至 平成15年3月31日

【歳入の部】

款項目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
	前年度繰越金	4,415,793	4,415,793	0
1	会費収入	(1,500,000)	(2,411,200)	(911,200)
1	会費・賛助金	1,500,000	2,411,200	911,200
1	一般会費	1,000,000	1,599,200	599,200
2	賛助会費	500,000	812,000	312,000
2	活動協力金	(27,400,000)	(37,094,609)	(9,694,609)
1	教化伝道	27,200,000	36,982,009	9,782,009
1	参勤業務	15,000,000	16,263,120	1,263,120
2	骨灰法要	1,000,000	1,715,000	715,000
3	墨蹟展	3,000,000	2,375,860	-624,140
4	護摩木供養	1,300,000	4,398,054	3,098,054
5	花まつり	1,400,000	1,687,100	287,100
6	観光推進	3,000,000	3,042,875	42,875
7	桜事業協力金	2,500,000	4,500,000	2,000,000
8	世界文化遺産企画	0	3,000,000	3,000,000
2	広報・出版	200,000	112,600	-87,400
1	開運暦	200,000	112,600	-87,400
3	寺院協力金	(26,434,000)	(24,715,556)	(-1,718,444)
4	雑収収入	(30,000)	(52,377)	(22,377)
1	雑収収入	30,000	52,377	22,377
1	運用収入	500	37	-463
2	雑収収入	29,500	52,340	22,840
5 1	その他の収入	(0)	(540)	(540)
1	未収入金の減少	—	540	540
	合 計	59,779,793	68,690,075	8,910,282

【歳出の部】

款項目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減
1	事務局費	(25,310,000)	(24,379,436)	(-930,564)
1	人件費	17,500,000	15,995,312	-1,504,688
1	職員俸給	14,000,000	13,024,417	-975,583
2	厚生費	2,000,000	1,746,031	-253,969
3	通勤費	1,000,000	725,280	-274,720
4	退職準備金	500,000	499,584	-416
5	退職金	0	0	0
2	管理費	6,350,000	6,333,085	-16,915
1	通信・運搬費	800,000	797,806	-2,194
2	印刷費	200,000	173,484	-26,516
3	備品費	400,000	456,175	56,175
4	消耗品費	50,000	72,557	22,557
5	借館費	1,800,000	1,800,000	0
6	水道・光熱費	200,000	195,073	-4,927
7	旅費・交通費	500,000	445,515	-54,485
8	諸会負担金	600,000	641,220	41,220
9	弁護士報酬	420,000	423,321	3,321
10	会計士報酬	980,000	966,000	-14,000
11	営繕管理費	100,000	100,003	3
12	その他諸経費	300,000	261,931	-38,069
3	渉外・旅費	600,000	799,057	199,057
1	渉外費	100,000	133,390	33,390

款 項 目	科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	
2	2	慶 弔 費	200,000	452,760	252,760
	3	交 際 費	300,000	212,907	-87,093
	4	諸 会 議 費	600,000	884,807	284,807
	1	単 仏・参 勤 会 議	100,000	130,536	30,536
	2	そ の 他 諸 会 議	500,000	754,271	254,271
	5	調 査 費	260,000	367,175	107,175
	1	資 料 収 集 費	250,000	367,175	117,175
	2	寺 院 名 簿 作 成 調 査 費	10,000	0	-10,000
	2	活 動 経 費	(32,670,000)	(43,156,517)	(10,486,517)
	1	教 化 伝 道 活 動	24,150,000	27,946,619	3,796,619
1	参 勤 業 務	8,350,000	8,628,273	278,273	
2	骨 灰 法 要	1,500,000	1,765,529	265,529	
3	墨 蹟 展 覧	1,300,000	2,138,882	838,882	
4	護 摩 木 供 養	1,000,000	1,084,752	84,752	
5	観 光 推 進	1,600,000	2,662,092	1,062,092	
6	桜 事 業 拠 出 金	2,800,000	4,529,935	1,729,935	
7	福 祉 援 助 金	1,000,000	1,044,020	44,020	
8	花 ま つ り	5,900,000	5,477,590	-422,410	
9	成 道 会	500,000	420,621	-79,379	
10	宝 物 展 覧	200,000	194,925	-5,075	
2	広 報・出 版 活 動	3,120,000	3,403,105	283,105	
1	曆・諸 出 版 他	120,000	275,520	155,520	
2	機 関 誌 発 行	3,000,000	3,127,585	127,585	
3	寺 院 運 営 援 助	200,000	17,665	-182,335	
1	寺 院 運 営 指 導	50,000	0	-50,000	
2	永 年 勤 続 表 彰	150,000	17,665	-132,335	
4	そ の 他 事 業	5,200,000	11,789,128	6,589,128	
1	宗 教 と 政 治 問 題 研 究 活 動	1,500,000	3,894,586	2,394,586	
2	時 局 対 策 金	250,000	419,498	169,498	
3	景 観 問 題 活 動 費	50,000	0	-50,000	
4	ホ ー ム ペ ー ジ 立 ち 上 げ 費	700,000	177,228	-522,772	
5	研 究 小 冊 子 補 助 金	200,000	200,000	0	
6	世 界 文 化 遺 産	0	4,330,128	4,330,128	
7	前 受 金 の 返 却	2,500,000	2,500,000	0	
8	仮 払 金 の 増 加	0	155,141	155,141	
9	預 り 金 の 減 少	0	112,547	112,547	
	予 備 費	1,799,793	0	-1,799,793	
	次 期 繰 越 金	0	1,154,122	1,154,122	
	合 計	59,779,793	68,690,075	8,910,282	

別紙の通り報告します。

平成15年5月30日

京 都 仏 教 会

理 事 長 有 馬 頼 底 印

理事(財務担当) 大 西 真 興 印

事 務 局 長 長 澤 香 静 印

帳簿、証票書類を監査の結果、別紙の通り相違ないことを確認しました。

平成15年5月30日

京 都 仏 教 会

監 事 山 木 康 稔 印

監 事 月 澤 泰 信 印

平成15年度事業計画

〈総務部〉

〈*は新規事業〉

<p>1. 諸 会 議</p>	<p>1. 役 員 会 2. 各種会議 3. 各種委員会 4. 諸団体連絡会議</p>	<p>1. 理 事 会 年2回以上 2. 評議員会 年1回以上 1. 単位仏教会 年1回 2. 参勤僧会議 年3回以上 1. 宗教と政治検討委員会 年1回 2. 各種委員会の設置 1. 全日本仏教会 2. 京都府宗教連盟 3. 近畿宗教連盟 4. 日本宗教連盟 5. 宗教法人問題連絡会 6. 関西宗教者の会 7. 日弁連 8. 京都商工会議所 9. 京都市観光協会 10. 京都府観光連盟 11. 平安建都千二百年記念協会 12. 国際宗教研究所</p>
<p>2. 広報・調査</p>	<p>5. 懇 親 会 1. 広 報 2. 調 査</p>	<p>1. 懇親会 年1回 1. 会報の刊行 年2回 2. 会員への情報提供（随時） （税務・環境問題・法人問題・事業関係など） 3. 仏教会ホームページ作成 1. 各種調査・研究・統計・資料収集 （時事問題の分析）</p>
<p>3. 渉 外</p>	<p>1. 慶 弔 2. 渉 外</p>	<p>1. 慶弔（本山寺院及び一般関係） 1. 中央省庁・府市行政との交流 2. 京都にて開催の行事・国際会議等への協力</p>
<p>4. 時事対策</p>	<p>1. 組織強化 2. 時事対策</p>	<p>1. 加入寺院・未組織地域の組織化 2. 賛助会員強化 1. 宗教法人法改正問題への対応 2. 顧問弁護士・税理士他専門家の派遣 3. 専門委員会の設置 4. 日弁連『宗教ガイドライン』対応 5. 『カルト宗教』問題への対応 6. 京都の景観問題</p>

〈事業部〉

<p>1. 仏教文化・調査・研究 広宣</p>	<p>1. 仏教文化の啓蒙・広宣・保護</p>	<p>1. 仏教文化の研究などの奨励・協賛 2. 仏教文化の普及・啓発の為の諸宣伝 3. 文化財を守る地震協議会との交流 4. 古文化保存協会との交流 5. 京都文化財団との交流</p>
-----------------------------	-------------------------	---

<p>2. 教化・伝道事業</p>	<p>1. 仏教美術・文物紹介</p> <p>2. 講演活動</p> <p>3. 音舞台シリーズ</p> <p>4. 仏教思想の実践活動</p> <p>5. 仏教諸行事</p> <p>6. 合同慰霊行事</p>	<p>1. 墨蹟展の開催</p> <p>2. 京都の名刹宝物展後援</p> <p>3. 仏教美術名宝展シリーズ開催企画</p> <p>4. 仏教番組の企画監修</p> <p>1. 各宗派管長による仏教文化講演会の全国開催 *本年度第15回は万福寺にて開催</p> <p>1. 地域福祉活動・青少年育成 (授産施設「のぞみ学園」、福祉施設・仏教老人ホーム、保育園への慰問)</p> <p>2. カウンセリング(信仰問題・情報提供)</p> <p>3. 災害募金箱の設置(アフガン・イラク難民)</p> <p>4. アジア仏教国と交流支援</p> <p>1. お花まつり・こども花まつり</p> <p>2. 盂蘭盆会大護摩供法要</p> <p>3. 成道会</p> <p>4. 名刹夜の拝観への協力</p> <p>1. 参勤業務(中央斎場の読経僧派遣)</p> <p>2. 深草墓園(京都府宗連共催法要)</p> <p>3. 春秋彼岸焼骨灰供養法要 (京都中央葬祭業協同組合共催)</p>
<p>3. 寺院運営援助事業</p>	<p>1. 寺院援助活動</p> <p>2. 宗教法人法の研究・啓蒙活動</p> <p>3. 寺院運営研修案内</p>	<p>1. 宗教法人の財務・税務及び法律対策 (顧問弁護士・税理士の派遣)</p> <p>2. 永年勤続住職の表彰 (50年 知事表彰・30年 会長表彰)</p> <p>1. 各本山、地方の教区での宗教法人法に関する研修会への協力</p> <p>1. 包括宗教法人管理者研究協議会 宗教法人実務者研修会(文化庁)</p> <p>2. 人権研修会(京都府・全日仏)</p>
<p>4. 広報・出版事業</p>	<p>1. 定期刊行物</p> <p>2. 研究冊子</p>	<p>1. 会報 年2回</p> <p>2. 開運暦・図書紹介</p> <p>*公益法人法制度改革・国立墓苑・宗教教育問題 (関西宗教者の会編)</p>
<p>5. その他諸事業</p>	<p>1. 文化庁・林野庁 関連協議会</p> <p>2. 首都圏布教関連事業</p>	<p>1. 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議</p> <p>1. 京都仏教会東京事務所</p>

〈観光推進事業部〉

<p>1. 諸会議</p>	<p>1. 役員会</p> <p>2. 諸団体連絡会議</p>	<p>1. 観光推進事業部会議</p> <p>1. 京都市観光協会との会議</p> <p>2. 全国小京都会議への協力</p> <p>3. 各種観光関連業界との会議</p>
<p>2. 関連事業</p>	<p>1. 事業</p>	<p>1. 祇園白川夜桜ライトアップ (京都商工会議所と共催)</p> <p>2. 「京都・花灯路」事業計画 (京都仏教会・京都府・京都市・京都商工会議所・京都市観光協会・平安建都千二百年記念協会)</p> <p>3. 世界遺産登録寺院企画(JR東海)</p> <p>4. 特別拝観企画の実施 (近畿日本ツーリスト・日本旅行等との共同企画)</p>

平成15年度一般会計予算書

当期歳入総額 ￥59,817,722

当期歳出総額 ￥59,817,722

自 平成15年4月1日

至 平成16年3月31日

【歳入の部】

款	項目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備考
	前年度繰越金			1,154,122	4,415,793	
1	会費収入			(2,300,000)	(1,500,000)	
	1 会費・賛助金			2,300,000	1,500,000	
	1	一	般 会 費	1,500,000	1,000,000	@¥2,000
	2	賛	助 会 費	800,000	500,000	@¥3,000
2	活動協力金収入			(29,900,000)	(27,400,000)	
	1 教化伝道			29,700,000	27,200,000	
	1	参	勤 業 務	16,000,000	15,000,000	
	2	骨	灰 法 要	1,500,000	1,000,000	
	3	墨	蹟 展	2,200,000	3,000,000	
	4	護	摩 木 供 養	1,500,000	1,300,000	
	5	花	ま つ り	1,500,000	1,400,000	
	6	観	光 推 進	2,000,000	3,000,000	
	7	桜	事 業 協 力 金	2,000,000	2,500,000	
	8	世	界 文 化 遺 産 企 画	3,000,000	0	
	2 広報・出版			200,000	200,000	
	1	開	運 暦	200,000	200,000	
3	雑収入			(29,600)	(30,000)	
	1 雑収入			29,600	30,000	
	1	普	通 預 金 利 息	100	500	
	2	雑	収 入	29,500	29,500	
一般会計収入予算合計				33,383,722	33,345,793	
寺院協力金				26,434,000	26,434,000	
歳入合計				59,817,722	59,779,793	

【歳出の部】

款	項目	科	目	本年度予算額	昨年度予算額	備考
1	事務局費			(24,760,000)	(25,310,000)	
	1 人件費			16,600,000	17,500,000	
	1	職	員 俸 給	13,500,000	14,000,000	事務局員3名ほか
	2	厚	生 費	1,800,000	2,000,000	社会保険料等
	3	通	勤 費	800,000	1,000,000	
	4	退	職 準 備 金	500,000	500,000	
	2 管理費			6,400,000	6,350,000	
	1	通	信 ・ 運 搬 費	800,000	800,000	郵便等
	2	印	刷 費	200,000	200,000	コピー代等
	3	備	品 費	400,000	400,000	備品リース料等
	4	消	耗 品 費	100,000	50,000	
	5	借	館 費	1,800,000	1,800,000	事務所家賃

款 項 目	科 目	本年度予算額	昨年度予算額	備 考			
	6	水道・光熱費	200,000	200,000	ガス・水道・電気		
	7	旅費・交通費	500,000	500,000			
	8	諸会負担金	600,000	600,000	全日仏・府宗連等		
	9	弁護士報酬	420,000	420,000			
	10	会計士報酬	980,000	980,000			
	11	営繕管理費	100,000	100,000			
	12	その他諸経費	300,000	300,000			
2	3	渉外・旅費	750,000	600,000			
		1	渉外費	150,000	100,000		
		2	慶弔費	300,000	200,000		
		3	交際費	300,000	300,000		
		4	諸会議費	700,000	600,000		
			1	単仏・参勤会議	100,000	100,000	
			2	その他諸会議	600,000	500,000	
		5	調査費	310,000	260,000		
			1	資料収集費	300,000	250,000	調査・研究を含む
			2	寺院名簿作成調査費	10,000	10,000	
				(33,870,000)	(32,670,000)		
	1	1	教化伝道活動	24,300,000	24,150,000		
		1	参勤業務	8,500,000	8,350,000	参勤僧9名法札等	
		2	骨灰法要	1,700,000	1,500,000		
		3	墨蹟展	1,500,000	1,300,000		
		4	護摩木供養	1,000,000	1,000,000		
		5	観光推進	2,000,000	1,600,000		
		6	仏教諸行事関連	500,000	0		
		7	花灯路事業	300,000	0		
		8	桜事業拠出金	2,000,000	2,800,000		
		9	福祉援助金	1,000,000	1,000,000		
		10	花まつり	5,100,000	5,900,000	子供花まつり 福祉施設配布等含む	
		11	成道会	500,000	500,000		
		12	宝物展	200,000	200,000		
		2	広報・出版活動	3,120,000	3,120,000		
			1	暦・諸出版他	120,000	120,000	
			2	機関誌発行	3,000,000	3,000,000	年2回発行
		3	寺院運営	200,000	200,000		
			1	寺院運営指導	50,000	50,000	
			2	永年勤続表彰	150,000	150,000	
		4	その他	6,250,000	5,200,000		
			1	宗教と政治問題研究活動	2,700,000	1,500,000	
		2	時局対策金	300,000	250,000		
		3	景観問題活動費	50,000	50,000		
		4	ホームページ立ち上げ費	200,000	700,000		
		5	研究小冊子補助金	200,000	200,000		
		6	世界文化遺産	2,800,000	0		
		7	桜事業前受金	0	2,500,000		
		予備費	(1,187,722)	(1,799,793)			
		歳出合計	59,817,722	59,779,793			

諸 会 議

◆文化遺産を未来につなぐ
森づくりの為の有識者会議

〔五月十三日〕

この日、「文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議」一周年記念シンポジウムが東京大学農学部弥生講堂で



開催された。

此の会は、日本の文化財を守る為にはどのような方法を創造すれば良いのか、そして文化遺産を未来につなぐ森づくりはどのように取り組んでゆけばよいのか、寺社関係者を始めとする今日木造文化財を守っている人々、木造建築の匠、森林所有者、

森林行政に関わる人々、日本の木造文化財と森林を守ろうとする人々、様々な立場の人々の知恵を結集した有識者の会議で、発足し一年を迎えた。



内委員会顧問・大野玄妙法隆寺管長・鳥羽瀨公二堂宮大工らによるパネルディスカッションが行われた。

◆社会を明るくする会会議

〔五月二十三日〕

「社会を明るくする運動」京都府実施委員会の結成式が平安会館で行われた。

法務省の主旨により毎年七月を強化月間として、「犯罪や非行を防止し、罪を犯した人や少年の更生を支え、人々が支え合って生きてゆく明るい地域作りに参画する」を重点目標に「ふれあいと対話が築く明るい社会」を推進して行くことが確認された。

当会からは長沢香静事務局長が「社会を明るくする運動とその取り組みについて」と題して代表発表を行った。

本日の一周年記念シンポジウムは、加藤鐵夫林野庁長官、及び田中正則（社）国土緑化推進機構専務理事の来賓挨拶の後、「文化遺産を未来につなぐ森づくりとは、技術とは……その意志を問う」と題して有馬頼底当会理事長による基調講演が行われた。

休憩の後、コーディネーターとして後藤治工学院大 学助教授が、パネラーとして伊藤延男日本イコモス国

● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 京 都 府 ・ 近 畿 宗 教 連 盟 会 議

〔六月十一日〕

各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟、近畿宗教連盟はこの日、立正佼成会京都普門館において会合を行い、以下の事項を決議した。

- ・ 平成十四年度の会計及び事業の報告。
- ・ 平成十五年度の事業計画及び予算審議。
- ・ 第五十五回総会は石山寺とする。

◆ 二 条 城 築 城 四 百 年 祭 実 行 委 員 会

〔六月十二日〕

二条城築城四百年祭実行委員会が京都全日空ホテルにおいて開催された。

世界遺産・二条城築城四百年記念事業の一環として京都市



「サクレッドドリズム京都二条城」実行委員会を主催とし、ユネスコ・京都仏教会・(社)京都市観光協会・京都市音楽芸術文化振興財団・サクレッドリズム財団が共催となり二条城国際音楽祭を開催する。

事業内容は「国境を越える友情」をテーマにアフガニスタンをはじめとするアジアの子供たちを招き、九月十九日清水寺にて前夜祭・二十一日は元離宮二条城にて開催することが決定された。

◆ 第 七 十 四 回 理 事 会

〔六月十三日〕

第七十四回理事会が開催され、以下の議案の決議が承認された。

議案第一号

平成十四年度事業報告及び平成十四年度決算報告の承認を求める件。

議案第二号

平成十五年度事業計画案及び平成十五年度予算案の承認を求める件。

議案第三号

役員改選及び補充についての件。

大島亮準理事退任にともない、北園文英師(円通寺)が理事に推薦された。

評議員補充については田辺瑚海理事・戸田弘如評議員の両氏の逝去にともない、戸嶋俊道師(東月寺)・大谷光輪師(本願寺)が推薦され承認された。

議案第四号

その他。

- ・ 京都花灯路事業報告・祇園白川夜桜ライトアップ事業報告
- ・ 万福寺音舞台報告九月七日の予定

● 仏教会報告 ●

・サクレットリズム
京都音楽祭報告

・公益法人制度改革
について意見書提出
の報告

・本年度大墨蹟展は
久留米市にて一月末
の開催予定。

・「古都の森」学
者・神社・寺院一体
となった組織に協力
したい。

・その他、イラク関
連法案について議論
がなされた。

以上それぞれ報告され了承された。



◆ サクレットリズム京都二条城街頭募金参加

〔六月十四日〕

二条城築城四百年を記念して九月に開催される「二条城国際音楽祭」にアジアの子供たちを招こうと、京都市などで行く実行委員会が高島屋京都店前で募金活動を行った。

歌手の加藤登紀子さんや榎本頼兼京都市長らが市民や観光客に協力を呼びかけた。

当音楽祭のテーマ曲「愛 Love Peace」（作詞作曲・加藤登紀子）のCD配布（協力金千五百円）による募金活動も合わせて行われた。

当会からは宮城常務理事、長澤事務局長が出席した。

◆ 理事・評議員合同役員会

〔六月二十五日〕

全日空ホテルにおいて平成十五年度理事・評議員合同役員会が開催され、次の議案が承認された。

議案第一号

平成十四年度事業報告及び
平成十四年度決算報告書の
承認を求める件。

議案第二号

平成十五年度事業計画案及
び平成十五年度予算案の承
認を求める件。

議案第三号

理事・評議員補充についての
件。

評議員に戸嶋俊道師（東月
寺）・大谷光輪師（本願寺）

の両師が先般の理事会で承
認され、理事に北園文英師
が選出承認された。

議案第四号

その他。

・京都花灯路事業報告・祇園白川夜桜ライトアップ事業報告

・万福寺音舞台報告九月七日

サクレットリズム京都音楽祭報告



● 仏 教 会 報 告 ●

公益法人制度改革について意見書提出の報告

花祭り行事月間報告

大墨蹟展は来年一月に久留米市の予定。

都の森・観光文化協会について。

以上それぞれ報告され了承された。

◆ 内閣府防災会議

〔六月二十七日〕

「災害から文化遺産と地域をまもる」検討委員会が東京・ホテルフロラシオン青山で開催された。

土岐憲三立命館大学教授が委員長、内閣府（防災担当）・文化庁建造物課・消防庁防災課・国土交通省が事務局となる委員会。

「災害から文化遺産をまもる必要性について」「文化遺産保護のための防災まちづくりの手法について」などをテーマとして議論された。

清水寺森清範委員の代理として、当会長澤事務局長が出席した。

◆ 全日本仏教会役員会

〔六月二十日〕

全日本仏教会評議員懇談会が京都リーガロイヤルホテルに於いて開催された。

本懇談会は、加盟団体からの要望や本会の活動に関する意見を広く伺い今後の会運営に活かすため今年度より企画された。

事務局より活動の状況が説明された後、本会活動の広報の

さらなる必要性に関して多く意見が出された

尚、会議後の懇親会においても熱心な意見交換が行われた。

◆ 宗教法人問題連絡会

〔七月四日〕

宗教法人問題連絡会は宗教法人法の改正を受け、宗教法人をめぐる諸問題を包括的に協議していこうとの主旨で相互学習、情報交換などの会合を重ねてきている。

この度の学習会は東京・真福寺にて行われ、「公益法人制度改革と税制」について宗教界へ向けての意見書を作成することなどが話し合われた。

◆ 全日本仏教会会議

〔七月二十九日〕

全日本仏教会平成十五年度第二回理事会が京都リーガロイヤルホテルで開催された。

「ルンビニー園復興事業の今後の対応」「国政選挙における立候補者推薦の方法」について協議され、宗教教育推進特別委員会より、教育基本法に関する本会の取り組みの経過と今後の取組方針等が報告された。

◆ 京都府・宗教連盟共催人権問題研修会

〔九月二日〕

京都府と京都府宗教連盟共催による平成十五年度宗教法人関係者人権問題研修会（南部地域）がハートピア京都にて開催された。

中田孝同志社大学神学部教授が、「イスラームの世界観とムスリム少数民族の問題」をテーマに講演した。

また啓発映画「身障犬ギブのおくりもの」が上映され、多数の宗教関係者らが参加し熱心に聞き入った。

● 仏教会報告 ●

◆ 京都市観光協会会議・JR委員会

〔九月四日〕

京都市観光協会・JR委員会が京都全日空ホテルにて開催された。

平成十四年度事業報告・決算報告について、平成十五年度事業計画・予算案について審議された。

◆ 京都府宗教連盟会議

〔十月七日〕

各宗教団体で組織されている京都府宗教連盟はこの日、立正佼成会京都普門館において常任委員会及び常任理事会を開催した。

総会プログラムについて、公益法人制度改革に関する意見書提起について、本会規約改正についてそれぞれ審議された。

◆ 文化遺産を未来につなぐ為の

有識者会議研修会

〔十月十七日〕

文化遺産を未来につなぐ為の有識者会議理事会が京都新都ホテルに於いて開催された。

加藤鐵夫氏（農林漁業信用基金副理事長）の理事就任について満場一致で可決された。

ホームページ立ち上げに関する報告及び「文化遺産補修用材と技術に関する委員会」、「補修用材確保策検討委員会」の各委員会からそれぞれ経過が報告された。

当会からは長澤事務局長が出席した。

◆ 文化庁主催宗教法人研修会

〔十月二十日〕

平成十五年度近畿・中部地区宗教法人実務研修会が大阪プリンスホテルにて開催された。

文化庁文化部宗務課 宗教法人室本田秀幸法人係長から「宗教法人の管理運営について」、山本晃生公認会計士から「宗教法人の会計事務について」、大津税務署法人課第一部門川東淳一審理担当官から「宗教法人の税務について」、滋賀県総務部総務課森隆太郎宗教法人担当から「所轄庁の宗教法人事務について」と題してそれぞれ講義が行われた。

◆ 全日本仏教会・

都道府県仏教会代表者会議

〔十一月二十六日〕

東京パシフィックホテルを会場に都道府県仏教会代表者会議が開催さ



● 仏 教 会 報 告 ●



れた。第三十九回全日本仏教徒会議開催についての協議及びルンビニー園マヤ堂復興事業の現状についてなどが報告された。尚、同会場にて長谷川正浩全日本仏教会顧問弁護士、大笠治仁税理士による「寺院運営における税金の実務と最近の税務の諸問題」と題して教化セミナーが開催された。

◆ 近畿宗教連盟総会

〔十一月二十七日〕

各宗教団体で組織されている近畿宗教連盟はこの日、滋賀県石山寺において総会を行なった。

・平成十四年度事業報告及び会計報告・平成十五年度事業計画及び予算案・近畿宗教連盟規約改正案・二〇〇三「宗教者

アピール」案などが審議された。

記念講演として「愛と感謝の心」と題して近畿宗教連盟前田孝道副理事長と近畿宗教連盟奥山厳雄常任理事が講演を行った。

会議の後は、懇談会が開催され、石山寺鷲尾副座主らを囲み、各宗教連盟代表者とともに「こやかな場がもたれた。

◆ 京都府宗教法人研修会

〔十一月二日〕

平成十五年度宗教法人関係者人権問題研修会がハートピア京都に於いて開催された。

「三つの誓（もとどり）」と題して兵庫大学講師、浄土真宗本願寺派超念寺住職西脇修師による講演が行われ、天理教舞鶴支部人権啓発委員長小林守氏より天理教京都教区の取組についての活動報告がなされた。

また啓発映画「同級生」が上映され、多数の宗教関係者らが参加し熱心に聞き入った。

◆ 参勤僧会議

〔十一月四日〕

現在、参勤従事の各宗派僧侶も充実し、斎場の勤行に日々精励いただいている。この日は年末年始の参勤体制が話し合われ、その後懇親会が行われた。



行事

◆万福寺音舞台記者発表

〔七月二日〕

本年度で第十六回を数える、主催京都仏教会・毎日放送、提供日本航空の「音舞台」記者発表が毎日放送本社にて行われた。九月七日、万福寺にて開催、主要アーティストは、ソプラノ「サラ・ブライトマン」、ピアノ「ユニティ・リ」、古箏「ジャン・シャオチン」など、なお放送は毎日放送（MBS・TBS系九月二十一日深夜0：30～1：24）と発表。

◆古都の森観光文化協会発会式

〔七月六日〕

仏教と神道と学界がお互いに連携して宗教文化を調査研究する「古都の森観光文化協会」の発会式がこの日、京都ブライトンホテルで行われた。同協会は神仏習合など日本独自の宗教の歴史を見つめ直し、京都・奈良をはじめとする古都の景観を保全することなどが狙い。

廣川勝美・同志社大学名誉教授、田中恆清・石清水八幡宮宮司、小林隆彰・延暦寺学問所長らが発起人となり社寺や宗教学者らに参加を呼びかけていた。



会長に就任した山折哲雄・国際日本文化研究センター所長が「神と仏と日本のこころ」と題して記念講演を行った。

◆京都中央葬祭業協同組合創立三十周年記念式典出席

〔七月二十九日〕

設立三十周年を迎える京都中央葬祭業協同組合はこの日、京都パークホテルにて記念式典を行なった。

京都府下約三十社からなる京葬協は当会と深い連携のもと、中央斎場

● 仏 教 会 報 告 ●

による参勤業務や春秋焼骨灰供養法要を執り行っている。来賓として出席した、有馬理事長は「京都が全国のお手本です、これからも共に手をとり歩みましょう。」と挨拶した。



◆ 盂蘭盆会採燈大護摩供法要
〔八月十六日〕

本年度で第十六回を迎えた恒例の盂蘭盆会採燈大護摩供は、清水寺「南苑」に於いて清水寺門前会の協力のもと厳修された。この行事を幾重にも取り囲むようにして多数の参拝者が見守る中、聖護



院門跡執事長・宮城泰年師を導師に総勢三十名の修験者が出仕し、当会の安井理事をはじめ役員が随喜した。本年も福祉施設で作成された護摩木約二万本に皆様のお願い事が書かれ、お盆送り火のこの日に供養された。

願いを書いた護摩木を自らの手で火中に投じた参拝者らは熱心に手を合わせていた。その列は次から次へと切れることなく続いた。

◆ 万福寺音舞台
〔九月七日〕

本年度で十六回を迎える当会主催「音舞台」は、日本航空のご協力によりシリーズ化され、京都における文化的価値のある催しとして広く知られるところとなっている。

今回、日本三天禪（臨済・曹洞・黄檗）の一つである黄檗山万福寺にて音舞台が開催された。

● 仏教会報告 ●

出演者は『オペラ座の怪人』『キャッツ』などミュージカルの主役を務め、世界でもっとも

美しい歌声」と云われているソプラノシンガー「サラ・ブライトマン」。『ピアノ界を揺るがす偉大なる功績』と称賛されている中国のピアニスト「ユンデイ・リ」、映画『ラストエンペラー』のサウンドトラックにも参画した古箏奏者「ジャン・シャオチン」をはじめ神戸華僑総会舞獅隊による中国獅子舞、そして万福寺御一山による「梵唄」が禪伽藍を背景に「東洋と西洋の出会い」が美しく繰り広げられた芸術空間となった。



◆ サクレッドリズム京都二条城前夜祭

〔九月十九日〕

「サクレッドリズム京都二条城」は二条城築城四百年記念事業の一環として、世界各国から音楽家を招き、音楽を通して世界の国々の平和と文化の相互理解を図ることを目的に開催される。

スタートとなるこの日は、アジアの子どもたち5カ国から二十人と京都市少年合唱団百名らをお招きしての歓迎レセプションが清水寺・大講堂にて開催された。

榎本頼兼実行委員会会長、森清範清水寺貫主らの歓迎の挨拶で始まり、加藤登紀子さんによるこの日のためのオリジナル曲「愛Love Peace」の合唱がおこなわれ、この平和のメッセージが未来へ向けた真の友情となるよう誓い合われた。



◆ 二条城国際音楽祭開催

〔九月二十・二十一日〕

二条城築城四百年記念事業の一環として、「友情」をテーマに、音楽を通じて平和の尊さや世界遺産・文化財の大切さを広くアピールするイベント「二条城国際音楽祭」が京都市と当会が共催し、世界遺産・二条城にて二日にわたり開催された。

(アコーディオニスト) コバ、(津軽三味線) 上妻宏光、(ギタリスト) 押尾コータロー、(パーカッション) ナナ・バスコンセロス、(ギタ

● 仏 教 会 報 告 ●

リスト）ラリー・コリエル、（ボーカリスト）ラガ、（パーカッショニスト）ツトム・ヤマシタ、（ボーカリスト）加藤登紀子、京都市少年合唱団そして永観堂禪林寺一山、真言宗仏教青年会有志出仕による声明などが繰り広げられた。

◆ 深草墓園秋季慰霊式典

〔九月二十六日〕



今回は聖護院門跡一山の御奉仕により加来徳泉管長導師のもと伏見深草墓園に於いて秋季慰霊式典が厳かに執り行われた。 榎本京都市長、佐伯京都府宗教連盟委員長及び役員らが出席し、代表焼香の後、約千人の遺族が次々と焼香し故人の冥福を祈った

◆ 秋季彼岸焼骨灰供養法要

〔九月二十七日〕

秋彼岸、浄土宗西山禪林寺派本山・永観堂禪林寺本堂にお



いて京都仏教会、京都中央葬祭業協同組合共催による恒例の供養法要が、管長五十嵐隆明猊下導師のもと山内ご出仕により厳修された。

約二千人もの参拝者を迎え、御堂に溢れるほどの列は庭まで長く続き、この半年間にお亡くなりになられた故人をしのぶ焼香の列は後を絶たなかった。

◆ 有馬理事長ロシア訪問

〔十月七日〕

京都府と姉妹都市でもある北の古都、ロシアのサンクトペテルブルグを有馬理事長ら一行二十名が訪問した。

サンクトペテルブルグ府主教区ウラジミール府主教の招聘で二度目の訪問となった今回はウラジミール主教ともより深く親交を暖め宗教交流

● 仏教会報告 ●



の促進につながった。

また建都三百年を迎え活気づくサンクトペテルブルグのあるレニングラード州へも足を運び、副知事や宗教担当と話し合いを行った。

有馬理事長は「歴史都市であること、宗教の中心地であることなど京都と共通点が多い。宗教に国境はなく、共に平和を誓い、ロシア正教との合同法要がいつか実現できればと考えている。そして教会を中心とした町づくりが歴史的景観を永く保つ大切な要素であることが実感できた。」と述べ、副知事に対し記念品の色紙を手渡した。

◆ 南禅寺綾戸大明神記念大祭

亀山法皇七百年御忌

〔十月十五日〕

南禅寺を建立した亀山法皇七百年忌を来年迎えるのを記念し、同寺にある鎮守社、綾戸大明神の記念大祭が、この日明治の神仏分離以来初めて、神式と仏式とが共存する形で行われた。

綾戸大明神は、亀山法皇が南禅寺の伽藍建立に先立ち、永仁元（一二九三）年に鎮守社としてまつたとされる。宮司はなく、同寺が毎年、法要を営んでいたが、七百年忌を機に「法要と合わせて神式の大祭を行いたい」という同寺の意向に、京都府神社庁が協力することになった。

南禅寺中村文峰管長導師のもと南禅寺一山による法要、続けて吉田神社澤井隆男宮司斎主のもと大祭が執り行われた。

参拝者には、綾戸社の伝説にちなんで作った新酒「瑞祥亀龍」がふるまわれ、清水寺「青龍会」も境内を練り歩く盛大な大祭となった。

古都の森観光文化協会が後援し、今後も寺社共同の大祭を行って行きたいとしている。

◆ 京都市自治記念式

〔十月十五日〕

京都市が自治記念日を迎えるこの日、京都会館において記念式典が挙行され、京都市政への推進協力篤志者表彰があわせて行われた。

花灯路事業など観光推進に貢献したとして当会へも特別感謝状が授与された。

● 仏 教 会 報 告 ●

◆ 全日本仏教婦人連盟五十周年記念式典

〔十月二十四日〕

今回で五十回を迎える全日本仏教婦人連盟の大会は東京・



三井倶楽部において「五十周年記念大会」が盛大に開催された。

大本山善光寺大本願法主・鷹司誓玉大導師、全日本仏教尼僧法團有志による法要が営まれた後、有馬頼底当会理事長が「別無工夫（べつにくふうなし）」と題して記念講演を行った。

室町文化を中心に、寺院が果たした様々な役割を通じ、現代人が何をなすべきか、またその心のありようについて約一時間半に渡り語った。

島田理事長の

挨拶と講演の後、は祝宴に移り、約百五十名に渡る出席者のなか、やかな交歓の場となった。



◆ 仁和寺佐藤令宜管長晋山式

〔十月二十九日〕

総本山仁和寺第四十八世門跡・真言宗御室派管長佐藤令宜大僧正の晋山式が総本山仁和寺・金堂において執り行われた。

真言各宗の代表をはじめ、主な仏教教団の僧侶や信徒ら約三百人が見守る中、緋の色衣で正装した佐藤門跡は、秋晴れの下、勅使門から参道を歩いて国宝の金堂（本堂）に入った。式では、般若心経を唱えたあと、門跡としての決意を誓う啓白文を読み上げた。堂内は厳かな雰囲気包まれていた。

祝賀会は京都全日空ホテルに於いて、新管長を囲み盛大な披露となった。当会からは、宮城泰年常務理事ら各役員が参列した。

◆ 極真空手マスタース大会

〔十一月一日〕

全国より三十五歳以上の選手を招待してオープントーナメント第七回全日本マスタース空手道選手権大会が平安神宮武徳殿にて開催された。

中高年層の体力的・精神的な充実や向上を図るとともに、その後ろ姿を見る事による、青少年・少女たちに対する教育を趣旨としている当大会の大会会長として有馬頼底理事長は毎回優勝者および敢闘者に表彰状と色紙の授与を行っている。

同時開催のバザーの売上金は全額骨髓バンクに寄附されます。

● 仏教会報告 ●

◆ 国家安泰世界平和祈願祭

〔十一月七日〕

この日清水寺では奥之院御本尊御開帳記念行事の一環として京都府神社庁出仕による国家安泰世界平和祈願祭が執り行われた。

この大祭は石清水八幡宮田中恆清宮司を斎主として賀茂御祖神社新木直人宮司ら京都府神社庁のご出仕による神事による祈願祭として行われ、古都の森・観光文化協会が後援した。この祭事を取り囲む大勢の参拝者たちは、寺院の伽藍の中



で宮司らによる神事に目を丸くしながらも真剣なまなざしで見守っていた。

神仏が共に手を合し斯かるこのような行事は我が国の宗教界にとって誠に意義深い出来事といえる。

当会からは宮城泰年常務理事をはじめ役員多数が参列した。

◆ 国際仏教興隆協会三十五周年祝賀会

〔十一月十日〕

国際仏教興隆協会がこの日京都全日空ホテルに於いて三十五周年祝賀会を開催した。

本年秋をもって財団設立三十五周年を迎える国際仏教興隆協会は印度山日本寺を中心に国際的な活動の輪を広げている。

この日は、インド日本寺の開山三十周年も十二月に迎えることも併せての記念式典となった。

昭和三十六年の日本寺建立発願以来、日本の仏教者が力を合わせ今日まで支援をし、ブッダガヤにおいて社会事業を通じ、仏教広宣に努めている。

当会からは長澤事務局長が出席した。

◆ 清水寺奥の院御本尊御開帳

京都仏教会役員出仕法要

〔十一月十九日〕

清水寺で仁王門平成修復落慶法要および奥之院御本尊御開帳仏教会慶

● 仏 教 会 報 告 ●



讀法要が執り行われた。

平成十二年の本堂御本尊御開帳に続き、本年は奥之院御本尊三面千手観音さまの実に二百四十三年ぶりの御開帳が三月から十二月まで行われていた。

この日は清水寺貴主森清範猥下御導師のもと清水寺御一山による仁王門平成修復落慶法要が仁王門前にて厳修され、引き続き本堂にて、東伏見慈洽会長、有馬頼底理事長両導師をはじめ仏教会役員一同による慶讀法要が厳修された。

◆ 日田市・西山妙音弁財天堂落慶法要参列

〔十一月二十日〕

かねてより有馬理事長と親交のある大分県日田市の梶原時男氏が願主となり、地域の心の拠点となるべく弁財天を祀る御

堂を建立し、この日落慶法要を迎えた。

法要は、有馬理事長をはじめとして相国寺一山と日田市関係寺院により盛大に執り行われ、当会からは宮城常務理事と長澤事務局長が出席した。

また、芸術院会員岩沢重夫画伯が絵馬の奉納を行い、続いて田中旭泉氏らによる筑前琵琶演奏も行われた。

広瀬大分県知事、大石日田市長らもお祝いにかけて次々祝辞を述べた。

その後開かれた日田相親会による祝宴に於いて、有馬理事長は大分県との深い縁にふれながら「玖珠の切株地藏尊建立、そしてこの西山妙音弁財天と次々に地域の方々心の心のよりどころが出来ます。どうか未永く護持されんことを願います。」と挨拶した。

◆ 成道会

〔十一月五日〕

お釈迦さまのお悟りになられた遺徳を偲び、当会主催による成道会が総本山泉涌寺に於いて厳修された。

泉涌寺長老川村俊朝猥下導師のもと御一山僧侶の出仕で法要が営まれ、続いて永年勤続五十年住職表彰の知事表彰、三十年会長表彰が行われ、



● 仏教会報告 ●



京都府と有馬理事長よりそれぞれに賞状と記念品が授与された。

京都府知事の祝辞として「五十年前と云えば戦後の混乱期からようやく繁栄の方向に歩み出し高度な発展を遂げてまいりました。一方で慈しみ思いやる心や感謝の

気持ちの大切さを時として見失いつつある中、生きとしいけるものの命の尊さを説いてこられた受賞者の方々の役割は誠に大きく感謝いたします。」と京都府知事代理として竹内賢樹出納長が挨拶した。

表彰式の後には、書院にて祝宴が営まれ、表彰者を代表し、五十年表彰の智恵寺住職西村良典師から感謝の挨拶が述べられた。

尚、表彰を受けた方々は次のとおり。

永年勤続住職知事表彰者（五十年）

永年勤続住職会長表彰者（三十年）

- | | | |
|------|-------|-----------|
| 青蓮院 | 東伏見慈治 | 天台宗 |
| 智源寺 | 尾川 静樹 | 浄土宗西山禅林寺派 |
| 恵心院 | 福若 亮恵 | 真言宗智山派 |
| 智恵寺 | 西村 良典 | 曹洞宗 |
| 一様院 | 松基 月仙 | 黄檗宗 |
| 観音寺 | 上村 貞郎 | 真言宗泉桶寺派 |
| 誠心院 | 荒木 本恵 | 真言宗泉桶寺派 |
| 悲田院 | 湯浅 高明 | 真言宗泉桶寺派 |
| 宝菩提院 | 中村 豪瑛 | 天台宗 |
| 玉泉寺 | 山本 洞英 | 曹洞宗 |
| 光明寺 | 榎林 誠雄 | 真言宗醍醐派 |
| 積善寺 | 大野 俊雄 | 浄土宗西山禅林寺派 |
| 甘南備寺 | 前田 利明 | 黄檗宗 |
| 泉谷寺 | 鷹峰 道雄 | 曹洞宗 |
| 龍源寺 | 樋口 悟由 | 曹洞宗 |
| 普門寺 | 梅原 正弘 | 曹洞宗 |